

特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係るものです。

令和6年5月10日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託

2 入札物件の数量及び特質

奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託 一式

3 委託期間

契約締結日から令和13年12月31日まで

4 履行場所

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部税務課ほか

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価落札方式一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための技術提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者であって、営業種目Q2電算業務に登録をしているものであること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号（直通） 0742-27-8908

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム規格）又はプライバシーマークを取得している者であること。
- (5) 平成26年4月1日以降に都道府県を相手方とした基幹税務システム導入業務に係る契約を誠実に履行し、当該基幹税務システムを1年以上運用した実績がある者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部税務課税制企画管理係（奈良県庁主棟4階）

電話番号（直通） 0742-27-8364

- 2 入札説明書の交付方法等

- (1) 交付方法

ア 1に示す場所におけるの交付

イ 奈良県総務部税務課のホームページからのダウンロード

<https://www.pref.nara.jp/11747.htm>

- (2) 交付期間

令和6年5月10日（金）から同月31日（金）まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第17

8号)に規定する休日を除きます。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)とします。

3 入札説明会の方法及び期間等

(1) 方法 動画配信 (YouTube限定公開)

(2) 期間 令和6年5月15日(水)から同月31日(金)まで

入札説明会動画の視聴を希望される方は、1に示す問合せ先までご連絡ください。上記期間前にご連絡いただいた場合でも視聴可能となるのは上記期間中のみとなります。

また、仕様書の内容等に関する質問は、令和6年5月10日(金)から同月23日(木)まで電子メールにて受け付けます。

電子メールアドレス zeimu@office.pref.nara.lg.jp

4 入開札の場所等

(1) 場所 奈良県庁入札室(奈良県庁主棟6階)

(2) 日時 令和6年7月23日(火)午前11時

5 提案書の提出

令和6年6月19日(水)午後4時までに1に示す場所に提出してください。

6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託に係る入札書在中」と朱書して、令和6年7月22日(月)午後4時までに1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

契約の相手方は、入札説明書に示す予定価格の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第4条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、令和6年5月29日（水）午後4時までに入札参加資格を証明する書類を第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者（別記落札者決定基準の失格基準に該当する者を除きます。）であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは、技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは、入札価格が低い者を落札者とし、さらに、入札価格が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定します。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場

合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Contracting of work related to the installation, operation, and Maintenance of cloud service for the Nara Prefecture integrated taxation system
- 2 Date and time of bid submission: 11:00 a.m., July 23, 2024
- 3 Deadline for bid applications by mail: 4:00 p.m., July 22, 2024
- 4 Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan
Phone: 0742-27-8364 (direct line)

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、800点満点とし、その得点配分は、技術点を600点、価格点を200点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位を四捨五入するものとします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、別紙のとおり分類し、及び配点します。

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに絶対評価で評価を行います。

ア 項目評価点

(ア) 提案を求める評価項目ごとに6段階で評価します（項目4及び6を除く。

)。

- (イ) 提案を求める各評価項目に応じて、5点、10点、15点のいずれかの点数を配分します（項目4及び6を除く。）。
- (ウ) 項目4は5点の点数を配分します。
- (エ) 項目6は45点の点数を配分します。

イ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

- (ア) 項目技術点＝項目評価点×項目加重点
- (イ) 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

$$\text{価格点} = 200 \times \{ 1 - (\text{入札価格} \times 1.10 / \text{予定価格}) \}$$

4 失格基準

以下の場合には、落札者としません。

- (1) 重要項目について、項目評価点が基準点に満たない場合
- (2) 技術点が360点未満の場合
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合
- (4) 入札説明書2（6）に記載の項目（システム導入・システム運用保守）ごとの予定価格の上限を超えた入札金額内訳書を提出した場合
- (5) 入札書に記載された価格と入札金額内訳書に記載された価格に不整合がある場合

別紙

No	提案を求める評価項目		重要項目	項目評価点	加重点	項目技術点		
1	全体概要	基本的な考え方	取組方針	●	5	3	15	
2			スケジュール		5	2	10	
3			システム導入体制		5	3	15	
4	業務システム	実績	提案するシステムの実績		-	-	5	
5		サービス概要	全体構成		5	2	10	
6			システム機能		-	-	45	
7		法人二税業務	業務全般		5	3	15	
8			システムチェック		5	3	15	
9		自動車税業務	業務全般		5	3	15	
10			定時賦課		5	3	15	
11		個人県民税・個人事業税業務	個人事業税 定時賦課		5	3	15	
12			個人県民税（国森林環境税を含む。）業務全般		5	1	5	
13		不動産取得税	データ連携		5	2	10	
14			業務全般		5	2	10	
15		県民税業務	業務全般		5	1	5	
16		軽油引取税業務	免税証		5	1	5	
17		ゴルフ場利用税・産業廃棄物税業務	ゴルフ場利用税業務全般		5	1	5	
18			産業廃棄物税業務全般		5	1	5	
19		収納業務	奈良スーパーアプリ	●	5	3	15	
20			還付・充当業務全般		5	2	10	
21		滞納業務	滞納処分全般		5	3	15	
22			分割納付		5	2	10	
23		業務共通	連帯納税義務、第二次納税義務、相続人による承継の管理方法		5	1	5	
24			決算・統計業務およびEUC機能		5	3	15	
25			名寄せ業務		5	2	10	
26			電子決裁		5	2	10	
27			マイナンバー		5	2	10	
28			検索・照会		5	2	10	
29		移行	移行対応	移行全般	●	5	3	15
30				移行工程		5	3	15
31				移行テスト		5	3	15
32	外字管理				5	2	10	
33	不足項目に対する補正対応等				5	2	10	
34	システム基盤	方針	全体構成		5	3	15	
35		システム処理方式	他システム連携		5	3	15	
36			ダウンリカバリー機能の考え方		5	2	10	
37		性能・信頼性・拡張性	性能・信頼性・拡張性		5	1	5	
38		セキュリティ	セキュリティ要件	●	5	3	15	
39	情報セキュリティに関する第三者認証			5	2	10		
40	導入	導入プロジェクト	導入方針		5	2	10	
41			導入工程		5	2	10	
42	運用保守	運用保守業務	進捗管理および品質管理	●	5	3	15	
43			運用保守業務の内容		5	3	15	
44			運用保守業務の費用の考え方		5	3	15	
45			運用保守業務の役割分担		5	3	15	
46			運用保守体制		5	3	15	
47			ダウンリカバリー機能の運用		5	2	10	
48	サービスレベル管理		5	1	5			
49	付帯作業	付帯作業	研修		5	3	15	
50			マニュアル作成		5	2	10	
技術点合計							600	